

指針該当条文	評価項目	判定	判断材料となった書類の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、ヒアリング日時等	判断理由
	<p>☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。</p> <p>措置の実施に関し必要な事項が記録され、保管されているか。</p> <p>【建設現場における評価項目】</p> <p>2. 安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムに従って建設現場において行う措置の実施に関し必要な事項が記録され、保管されているか。</p>				
○危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定(第10条関係)	1. 危険性又は有害性等の調査の実施のため、次の事項を含む手順が文書により定められているか。				
	(1) 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定 * 危険性又は有害性の特定は、あらかじめ定めた危険性又は有害性の分類に沿って行うこと。				
	(2) (1)により特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合(以下「リスク」という。)の見積り * リスクの見積りは、次のいずれかによること。 ① 危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度及びそれらの可能性の度合をそれぞれ考慮して、リスクを見積もること。 ② 化学物質等による疾病については、化学物質等の有害性の度合及びばく露の量をそれぞれ考慮して見積もること。				
	(3) リスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置(以下「リスク低減措置」という。)内容の検討				
	2. 1 の手順に基づき、危険性又は有害性等の調査のうち、店社において実施すべき事項が実施されているか。	☆			
	<p>【建設現場についての項目】</p> <p>3. 1 の手順に基づき、危険性又は有害性等の調査のうち、建設現場において実施すべき事項が実施されているか。</p>	☆			
(第2項関係)	1. 危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定するため、次の事項を含む手順が文書により定められているか。				
	(1) 労働安全衛生法令及び事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項を決定すること。				
	(2) 危険性又は有害性等の調査によって設定された優先度に従い、リスク低減措置を決定すること。				
	2. 1 の手順に基づき、店社において実施すべき事項が決定されているか。	☆			